

[日本学術会議提出資料]

資料10

※本資料は、日本学術会議における検討状況を整理したものである。

|        | 現行   | 会員制度の改革案   | 法人化検討案  | 有識者懇談会において検討中の案  |
|--------|--|--|---|--|
| 基本的考え方 | 内閣府の特別の機関（総理大臣の所轄）   | 内閣府の特別の機関（総理大臣の所轄）   | 法律によって法人格を付与される特別の法人（総理大臣の所轄）   | 独立行政法人の制度がベースか。（会長は互選）   |
| 設立     | —  | —  | 国（特別な法人）  | 国（特別な法人）   |
| 組織     | <p>会員 = 日本学術会議の推薦に基づき総理大臣が任命</p> <p>会長 = 会員による互選</p> <p>副会長 = 会長が指名</p> <p>総会 = 最高議決機関。規則制定等の重要な決定について議決を経る</p> <p>幹事会 = 会長・副会長及び部長等で組織し、運営に関する事項を審議。規則により会議の職務・権限の一部が委任される。</p> | <p>会員 = 日本学術会議の推薦に基づき総理大臣が任命</p> <p>会長 = 会員による互選</p> <p>副会長 = 会長が指名</p> <p>総会 = 最高議決機関。規則制定等の重要な決定について議決を経る</p> <p>幹事会 = 会長・副会長及び部長等で組織し、運営に関する事項を審議。規則により会議の職務・権限の一部が委任される。</p> | <p>会員 = コ・オペレーション方式により総会が選任</p> <p>会長 = 会員による互選</p> <p>副会長 = 会長が指名</p> <p>総会 = 最高議決機関。内規の制定、新規会員の選考・承認等、運営、活動に関する重要な決定について議決を経る</p> <p>幹事会 = 会長・副会長及び部長等で組織し、運営に関する事項を審議。</p> | <p>会員 = 総会の承認</p> <p>会長 = 会員による互選（副会長 = 会長が指名）</p> <p>総会 = 会員で組織。運営、活動に関する重要事項の決定に当たり、その議決を経る</p> <p>幹事会 = 運営に関する事項を審議。会長、副会長及び会員（いずれも会長が任命）で組織。</p> |

|       | 現行   | 会員制度の改革案   | 法人化検討案   | 有識者懇談会において検討中の案  |                             |
|-------|--|--|--|--|-----------------------------|
| 財政基盤  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする（法律）</li> <li>・国の予算</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする（法律）</li> <li>・国の予算</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする（法律）</li> <li>・国の予算</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が必要な財政的支援を行う（法律）</li> <li>・交付金、補助金、委託費 等</li> </ul> |                             |
| ガバナンス | 計画   | 法定されたものはない。  | 法定されたものはない。  | 内規の定めるところにより、運営・活動の基本的な方針（定期的に見直しあり）を作成し、公表  | 評価委員会等の意見を聴いて中期的な計画を作成      |
|       | 評価   | 日本学術会議内に置く外部有識者により外部評価を実施（外部評価書を作成、公表）   | 日本学術会議内に置く外部有識者により外部評価を実施（外部評価書を作成、公表）   | 日本学術会議内に外部有識者からなる外部評価委員会を設置。委員会により評価書を作成し、公表。<br><br>自己評価書、外部評価委員会による評価書について、パブリック・コメントを実施。  | 評価委員会の委員を主務大臣が任命            |
|       | 監事   | —<br><br>(大臣官房の監査)   | —<br><br>(大臣官房の監査)   | 内規で定めるところにより、総会が選任する監事を置く（監査の対象は財務事項に限る）<br><br>※会計検査院による会計検査により、財務会計上の適正さが担保される。            | 主務大臣が任命<br><br>※業務の適正な運営の確保 |

|     | 現行                                    | 会員制度の改革案                            | 法人化検討案   | 有識者懇談会において検討中の案 |
|-----|---------------------------------------|-------------------------------------|--|-----------------|
| 会員  | 会員に関する基本的事項（推薦に基づく任命、任期など）については法律で規定。 | 会員に関する基本的事項（会員数＝増大、任期など）については法律で規定。 | 会員及び会員選考に関する基本的事項（コ・オペレーション、会員数、任期など）については法律で規定。 |                 |
| 事務局 | 国の職員（国家公務員）                           | 国の職員（国家公務員）                         | 国からの出向、又は法人が採用                                   | 国からの出向が可能       |
| 備考  |                                       | ・会員の増大や任期について変更する案                  | ・寄付金等の外部資金の受入は、一定の条件の下で妨げない                      |                 |